

もう2020年度 調剤報酬に向けた準備をはじめよう！

大手調剤チェーンと地域密着型薬局の今後の戦略を学び
自社の戦略立案に役立てる

調剤報酬

2018年 改定直前対策

◆ 2018年度の診療(調剤)報酬&介護報酬改定答申からの懸念材料は・・・

1. 調剤技術料(調剤基本料・各種加算)・調剤料の減算分を薬学管理料でカバーできるか？
2. 調剤基本料2・3に該当したら、「地域支援体制加算」の届出が絶対的か？
3. 居宅療養管理指導料の区分、507単位/376単位/344単位数は2020年には？ などなど



特別ゲスト講師

平成28年4月から「かかりつけ薬剤師」制度がスタート。同社では、いち早く様々な事柄に取り組んだ。その結果、
● かかりつけ薬剤師数比率：47.4%
(かかりつけ薬剤師数/全薬剤師数)
● お薬手帳を活用した薬剤費削減効果：約1億6,800万円(平成28年10月から平成29年12月の15ヶ月間)
● 医薬連携・薬業連携におけるトレーニングレポート実施店舗割合：79.2%(平成29年10月末)
出所：同社 平成30年3月期第3 & 2四半期決算説明会資料

日本調剤株式会社
常務取締役/深井 克彦 氏

特別ゲスト講師 株式会社マスカット薬局
代表取締役/高橋 正志 氏



本セミナーへ参加すれば、2020年度 調剤報酬改定の先読みができる！

【日程】2018年 3月28日(水) 東京会場 : フクラシア東京ステーション

【時間】13:00~17:00 (受付)12:30 ~ 【定員】50社様限り

調剤薬局経営者フォーラム

主催



株式会社
船井総合研究所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-6日本生命丸の内ビル21階

● 申込に関するお問合せ: 積山

● 内容に関するお問合せ: 清水・松岡

● お問い合わせ No. S030606

<http://www.funaisoken.co.jp/>

船井総研オフィシャルページ

TEL 0120-974-000
(平日9:30~17:30)

FAX 0120-974-111
(24時間受付)

2018年度 調剤報酬改定のポイント

【調剤技術料】編

1. 地域医療に貢献する薬局の評価として
地域支援体制加算 の新設
2. 薬局における後発医薬品の使用促進として
後発医薬品調剤体制加算 の加算3の新設
3. いわゆる門前薬局の評価の見直しとして
「調剤基本料」の2と3の特例対象範囲の拡大

【調剤料】編

1. 対物業務から対人業務への構造的な転換を進めるため、
内服薬 1 5 日分以上、2 2 日分以上、3 1 日分以上の
見直し

【薬学管理料】編

1. **服用薬剤調整支援料** の新設
2. **かかりつけ薬剤師指導料** の評価の見直し
3. **重複投薬・相互作用等防止加算** の
残薬調整に係るもの以外の評価の見直し
4. **薬剤服用歴管理指導料** 施設基準の
手帳の活用実績の追加
5. **服薬情報等提供料** の保険医療機関の求めが
あった場合の評価の見直し

2018年度 調剤報酬改定のポイント

本ダイレクトメール作成中の今、中央社会保険医療協議会総会は、2018年度診療報酬改定を加藤厚労相に答申した。ここでは、主だったところを【調剤技術料】・【調剤料】、そして、【薬学管理料】にまとめた。

【調剤技術料】・【調剤料】

改定年	調剤基本料	点数	基準調剤加算 (H.30年より「地域支援体制加算」)	点数	後発医薬品 調剤体制加算	点数	調剤料 (内服薬)	点数
平成30年	処方せん受付1回につき				35	1 (後発医薬品の調剤数量が75%以上の場合)	18 15~21日分の場合	67
	①調剤基本料1 (②、③または特別調剤基本料以外)	41	(1)			2 (後発医薬品の調剤数量が80%以上の場合)	22 22~30日分の場合	78
	処方せん受付回数および集中度が、次のいずれかに該当					3 (後発医薬品の調剤数量が85%以上の場合)	26 31日分以上の場合	86
	②調剤基本料2	25	(11) 特定の保険医療機関に係る処方箋による 調剤の割合が <u>85%を超える</u> 場合にあっては、 当該保険薬局において調剤した後発医薬品の ある先発医薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位 数量の割合が <u>50%以上</u> であること。			※以下に該当する保険薬局 は <u>所定点数(調剤基本料)</u> から2点を減算する。 ただし、処方箋の受付回数 が <u>1月に600回以下の保険 薬局を除く</u> イ) 当該保険薬局において 調剤した後発医薬品のある 先発医薬品及び後発医薬品 を合算した規格単位数量 に占める後発医薬品の規格 単位数量の割合が <u>20%以下</u> であること。 <u>ただし、当該 保険薬局における処方せん 受付状況を踏まえ、やむを 得ないものは除く。</u> ロ) イ)に係る報告を地方 厚生局長等に報告していない 保険薬局であること。		
	イ) 月4,000回超かつ集中度70%超							
	ロ) 月2,000回超かつ集中度85%超							
	ハ) 特定の保険医療機関に係る処方せんが月4,000回超							
	ニ) 当該保険薬局の所在する建物内に複数保険医療機関が 所在する場合にあっては、当該保険医療機関からの 処方箋当該保険医療機関からの処方箋を全て合算した 回数が4,000回超							
	ホ) 特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数 (同一グループに属する他の保険薬局において、保険医療 機関に係る処方箋による調剤の割合が最も高い保険医療 機関が同一の場合は、当該他の保険薬局の処方箋の受付 回数を含む。)が <u>月4,000回を超える</u> こと		★調剤基本料1以外の保険薬局は、 地域医療に貢献する体制を有することを示す <u>相当の実績(※)</u> が求められる。 <u>1年に常勤薬剤師1人当たり、以下の全ての 実績を有すること。</u> (※)相当の実績↓↓↓					
	③調剤基本料3							
	同一グループ内の処方せんの合計が <u>月4万回超えて、 40万回以下</u> かつ 次のいずれかに該当	20	① 夜間・休日等の対応実績 <u>400回</u> (33回/月)					
	イ) i 集中度85%超		② 重複投薬・相互作用防止加算等の実績 <u>40回</u> (3.3回/月)					
	イ) ii 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借関係あり		③ 服用薬剤調整支援料の実績 <u>1回</u> (125点：新設)					
	同一グループ内の処方せんの合計が <u>月40万回以上</u> かつ 次のいずれかに該当	15	④ 単一建物診療患者が1人の場合の在宅薬剤管理の実績 <u>12回</u>					
	ロ) i 集中度85%超		⑤ 服薬情報等提供料の実績 <u>60回</u> (5回/月)					
	ロ) ii 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借関係あり		⑥ 麻薬指導管理加算の実績 <u>10回</u>					
	④特別調剤基本料(※数地内薬局)	10	⑦ かかりつけ薬剤師指導料等の実績 <u>40回</u> (3.3回/月)					
	病院である保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係 を有している保険薬局であって、当該病院に係る処方箋による 調剤の割合が <u>95%超</u>		⑧ 外来服薬支援料の実績 <u>12回</u>					

【薬学管理料】

改定年	薬剤服用歴 管理指導料	点数	かかりつけ 薬剤師指導料	点数	重複投薬・相互 作用防止加算	点数	服薬情報提供料 (平成24年から「服薬指導費加算料」)	点数	外来服薬 支援料	点数	在宅患者訪問薬剤 管理指導料 (※4回(※5回)を超えては2回(※6回)以下)まで	点数
平成30年	①原則6月以内に <u>再度</u> 処方せんを持参した患者に 行った場合	41			73	※薬剤調整に係るもの以外の場合 調剤調整に係るものの場合	40		30	185	単一建物診療患者が1人の場合	650
	②①の患者以外の患者に対して行図た場合 ※手帳の持参なし。又、調剤基本料1以外の保険薬局に 処方せんを持参した患者に対しては処方せん受付1回 につき	53	※患者の同意取得の様式を整備 ※施設基準の届出時に、 当該保険薬局に <u>12月以上</u> 在籍している。			※保険医療機関の求めが あった場合	30		20		単一建物診療患者が2~9人の場合	320
	③ 特別養護老人ホームに入所 <u>している患者に訪問</u> して行った場合	41	※当該保険薬局に週32時間 以上(32時間以上勤務する 他の保険薬剤師を届け出た 保険薬局において、育児・ 介護休業法で定める期間は <u>週24時間以上かつ週4日 以上である場合を含む。</u>) 勤務している。			※患者や家族の求め、又は 保険薬剤師がその必要性 を認めた場合	2				単一建物診療患者が10人以上の場合 ※ただし、当該建物において当該保険 医療機関が在宅患者訪問薬剤管理指導料 を算定する者の数が、当該建物の戸数 の <u>10%以下</u> の場合又は当該建物の戸数 が20戸未満であって、在宅患者訪問薬剤 管理指導料を算定する者の数が <u>2人以下</u> の場合には、 <u>それぞれ単一建物診療患者 が1人であるものとみなす。</u>	290
	④適切な手帳の活用実績が相当程度であると認められ ない保険薬局であること。 ※「6月以内に再度処方箋を持参した患者のうち、手帳 を持参した患者の割合が <u>50%以下</u> 」等の基準を設ける。	13										

※介護の「居宅療養管理指導料」については、1月26日の社保審の介護給付費分科会において、各サービス毎の単位数が明らかになった。

- ◆単一建物居住者が1人 = 507単位
- ◆単一建物居住者が2~9人 = 376単位
- ◆単一建物居住者が10人以上 = 344単位

現行 16年4月～18年3月までの戦略 今までの調剤薬局経営

- ☐ 処方せんを受け付けるだけで取れる点数をとりこぼすな！
- ☐ 調剤料は大きくは減算されない！
- ☐ 基準調剤加算算定のため、か薬は届出だけすればよい！
- ☐ か薬指導料の算定はまず身内から始める！
- ☐ 在宅実績は年に数十回もいない！
- ☐ 新設される改定項目の算定は様子見程度でいい！

改定を受け身でとらえる...

改定 18年4月～20年3月までの戦略 これからの調剤薬局経営

- ☒ 対人業務が中心となる**薬学管理料構成比率**を高めよ！
- ☒ 調剤料も大きく減算されることも想定内とする！
- ☒ か薬指導料の**実績**が薬剤師個人に求められるのは必至！
- ☒ か薬指導料は服薬コンプライアンスの怪しい方を中心に**最大化**！
- ☒ 受付回数・集中率にカウントされない**在宅処方せん**の**最大化**！
- ☒ 新設される改定項目の算定は**どこよりも早く**取り組む！

改定を能動的にとらえる！！！！

★次ページでは、改定を能動的にとらえた薬局レポートをご紹介します



「薬学管理料」の最大化に 邁進する (株) クラスターメディカル 「とまと薬局」の取組みとは？

代表取締役 佐藤 祐介

「選択」と「集中」に限る。 あれもこれもは不可能！

「基準調剤加算は捨てる。」

私どもの薬局は、2016年診療(調剤)報酬改定で一本化された「基準調剤加算」の算定は捨てる、薬学管理料とりわけ「居宅療養管理指導料」の拡大に集中しよう決めました。

「基準調剤加算」の算定を捨てた一番の理由は、処方せんを受け付けただけで算定できる点数は、いつの日か消えるはずだ、と考えているからです。

2016年、国は対物から対人へと舵を切りました。そこで、対人業務としての評価が高く、私どもの薬局の強みが重なるものは何か？と考えた結果が上記の通りでした。

2016年2月、あの決断をくだせなかったら、かかりつけ薬剤師指導料をなんとかしてでも拡大させよう、と診療(調剤)報酬改定に追いかける薬局経営を余儀なくさせられていたことでしょう。

そもそも、私が代表に就任し薬局経営を担う際に、「特徴のある薬局づくり」をする、というビジョンを掲げました。そして、神奈川県内で在宅案件が量&質ともにナンバーワンを目指す！という目標も決めましたので、その目標のための選択と集中をただけなのですが……。

外来調剤は非常勤薬剤師、 在宅は常勤薬剤師が担当！

申し遅れました。私どもの薬局は3店舗。

精神科の病院門前、整形外科門前そして、在宅専門薬局という具合です。

それぞれの外来処方せんは、1日に25枚、40枚そして、数枚という状況です。

そして、特徴的なのは外来調剤はほぼ非常勤薬剤師でまかない、在宅は常勤薬剤師が担当しているということです。

今では、**3店での月間「居宅療養管理指導料」の算定は約2,000回**です。

船井総研さんとのタッグで獲得できた在宅案件は、250名くらいになります。お蔭様で、特定の医療機関に係る処方せんによる調剤割合と同様に、お付き合い先法人数が格段に増加しましたので、当初の思惑通りに進んでいます。

今後、2018年以降の自社の方向性は、2年ごとの診療(調剤)報酬改定に追いかける薬局経営ではなく、次期改定の1歩先行く薬局経営を邁進して行こうと考えています。

「特徴ある薬局づくり」を確固たるものにするため。

株式会社 クラスターメディカル
代表取締役 佐藤 祐介



株式会社 船井総合研究所
医療チーム チームリーダー
チーフ経営コンサルタント 清水 洋一

この先、「診療（調剤）報酬改定」に 追いかける薬局経営ではなく、 1歩先行く薬局経営、 並走できる薬局経営 をするには？

受け付けただで算定できる 点数にいつまでしがみつく？

「調剤報酬の潮目が変わった」

2018年度診療（調剤）報酬改定では、受け付けただけで算定できる項目が事実上減算となります。調剤基本料（1⇒2ヘダウンする薬局）、後発調剤体制加算（75%未満の薬局）、調剤料（15日分以上）など。

また、基準調剤加算が廃止され、新設された「地域支援体制加算」とて、いつまた廃止されることになるかもしれません。なにせ、調剤報酬の潮目が変わったのですから。

前ページの(株)クラスターメディカルの佐藤社長は、国が対物から対人業務へと舵を切ったことで自社の強みを再確認したところ、基準調剤加算の届出、そしてかかりつけ薬剤師指導料の拡大ではなく、居宅療養管理指導料の更なる拡大へと集中することを決めました。

この決断で、診療（調剤）報酬改定に追いかける薬局経営と決別したわけです。

では、佐藤社長のような決断をどの経営者様もすべきか？いいえ、そんなことはありません。

改定に並走すべき薬局様も当然存在します。

それでは、次に並走する薬局様の一例もご紹介いたします。

管薬&事務主任ミーティングで 新設された項目の数値を追う！

今回の2018年度診療（調剤）報酬改定は、15年10月23日に公表された「患者のための薬局ビジョン」が、17年11月10日に報告書としてあがった「平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の報告案について」と繋がっております。

この「患者のための・・・」に記されたKPI項目をしっかりと追いかけた薬局様はどれくらいあったでしょうか？

かかりつけ	居宅	重複	外来服薬支援
2/3	4/4	2/4	0/0
1/1	3/3	3/3	1/2
4/4	2/2	1/1	4/4
1/1	6/6	0/0	0/4

↑↑「かかりつけ」「訪問薬剤」「居宅」「重複」「外来服薬支援」の算定回数を確認する板書。

上の板書にあるように、定期的に新設された項目の数値を追いかけた薬局様では、本18年改定の内容にびくともしません。それどころか、このような薬局様は20年改定をも見据えた取組みが全社的に執り行っているのです。これが正に、改定の並走するではないでしょうか？

今回は、御二方のゲスト講演がございます。

まずお一人目は、2018年診療(調剤)報酬改定の最悪なシナリオを想定したうえで、薬局業界の未来を開拓しようとする大手調剤薬局チェーン

日本調剤 株式会社 の 常務取締役 深井克彦氏をお招きし、

『まだ30%弱の伸びしろがある調剤薬局事業。かかりつけ薬剤師指導料拡大とともに推進すること』というテーマで、お話ししていただきます。

そしてお二人目は、各薬局店舗による自主的な「数値目標」の導入によって、従業員のモチベーションアップにつなげておられる地域密着型薬局

株式会社 マスカット薬局 の 代表取締役 高橋正志氏をお招きし、

『理念型経営からビジョン策定、そして、自主的な「数値目標」導入でモチベーションアップまでの変遷！』というテーマで、お話ししていただきます。

大手調剤薬局チェーンと地域密着型薬局では当然ながら、戦略も異なります。しかし、今回の御二方のゲスト講演から両社様の今後の戦略を学び、自社の戦略立案に役立てる、というとらえ方をしてみてもいいのではないでしょうか？

お伝えしたいのは、本ダイレクトメールをご覧いただいている今、「木を見て森を見ず」になっていませんか？ということです。まずは大局をしっかりとつかまえましょう！

セミナーカリキュラム

講座	内容	講師
第一講座	2018年診療(調剤)報酬改定の総ざらいと 2020年改定に向けた準備と対策	株式会社船井総合研究所 第二経営支援本部 清水 洋一
第二講座 ゲスト講演	まだ30%弱の伸びしろがある調剤薬局事業。 かかりつけ薬剤師指導料拡大とともに推進すること	日本調剤 株式会社 常務取締役 深井 克彦 氏
第三講座 ゲスト講演	理念型経営からビジョン策定、そして、自主的な 「数値目標」導入でモチベーションUPまでの変遷！	株式会社マスカット薬局 代表取締役 高橋 正志 氏
第四講座	薬学管理料の拡大が必至！ 中でも居宅療養管理指導料の拡大が成否を握る	株式会社船井総合研究所 第二経営支援本部 松岡 佑磨
まとめ講座	明日から取り組んでいただきたいこと	株式会社船井総合研究所 第二経営支援本部 清水 洋一

2018年 調剤報酬改定直前対策

調剤薬局経営者フォーラム

日時 ・ 会場

● 2018年 3月28日(水) 13:00~17:00 (12:30受付)

申込締切 3月27日(火) 17:00まで

【東京会場】フクラシア東京ステーション

住所: 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル5F,6F

(JR東京駅 日本橋口徒歩1分、東京メトロ大手町駅 B6出口に直結。)

※尚、中止の際、交通費も払戻し手数料等のお支払いはいたしかねますので、ご了承ください。

※諸事情により、やむを得ず会場を変更する場合がございますので、会場は受講票にてご確認ください。また、最少催行人数に満たない場合、中止させていただく場合がございます。

受講料

一般企業様: 30,000円(税抜) 会員企業様: 24,000円(税抜)

(税込 32,400円)/1名様 (税込 25,920円)/1名様

※ご入金の際は、税込金額でのお振込をお願いいたします。

●受講料のお振込は、開催日の1週間前までにお願いいたします。

●ご参加を取り消される場合は、開催日より3営業日(土・日・祝除く)前の17時迄にお電話にて下記申し込み担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

それ以降のお取消しの場合は、受講料の50%、当日および無断欠席の場合は、100%をキャンセルとして申し受けますのでご注意ください。

●会員企業様とは、FUNAIメンバーズPlus(無料お試し期間は除く)、各業種研究会にご入会中の企業様です。

振込先

三井住友銀行(0009) 近畿第一支店(974)

普通口座 No. 5785996 口座名義 カ)フナイソウゴウケンキウウシヨセミナーグチ

お振込口座は、当セミナー専用の振込口座となっております。

※お振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

お問合せ

Tel:0120-974-000 (平日9:30~17:30) Fax:0120-974-111 (24時間対応)

●申込に関するお問合せ: 積山

●内容に関するお問合わせ: 清水・松岡

講師紹介

日本調剤 株式会社

常務取締役

ふかい

かつひこ

深井 克彦 氏

常務取締役 薬剤受託部長。全国に580店舗(平成29年12月末日時点)を展開する大手調剤薬局チェーン。機械化が急務となる現業で主にシステム構築を担当する。昨夏に同社から発信された「かかりつけ薬剤師による医療費削減効果 8,440万円(平成28年10月から9か月間の実績)」のリリースも同氏からによるもの。

株式会社 マスカット薬局

代表取締役

たかはし

まさし

高橋 正志 氏

代表取締役。1998年8月に設立。

岡山県内に13店舗を展開の地域密着型薬局。理念型経営をベースにした組織運営は、異業種で構成される中小企業家同友会でも注目を浴びる。最近では、自主的な「数値目標」導入でモチベーションUPで組織一体化を盤石なものに。



株式会社 船井総合研究所

医療チーム チームリーダー

しみず

よういち

清水 洋一

株式会社 船井総合研究所

医療チーム

まつおか

ゆうま

松岡 佑磨

2018年 調剤報酬改定直前対策

調剤薬局経営者フォーラム

東京会場

2018年3月28日(水) (受付 12:30~) 13:00~17:00

申込締切 27日(火) 17時まで

フクラシア東京ステーション

住所: 東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル5F,6F

(JR東京駅 日本橋口徒歩1分、東京メトロ大手町駅 B6出口に直結)

参加料金 / 一般企業様: 30,000円 税抜(税込32,400円) / 1名様 会員企業様: 24,000円 税抜(税込25,920円) / 1名様

お申込み方法 / 下記のFAX申込み用紙をご利用下さい。受講票の発送をもってセミナー受付とさせていただきます。

●お申込みいただきました後、郵便にて受講票と会場の地図をお送りいたします。万一、1週間前までにお手元に届かない場合は
下記申込み担当者までご連絡ください。

お申込み専用TEL: 0120-974-000 (平日9:30~17:30) お申込み専用FAX: 0120-974-111 (24時間対応)

お申込みに関するお問い合わせ: 積山 内容に関するお問い合わせ: 清水・松岡

※受講票の発送をもってセミナー受付とさせていただきます。

問い合わせNo. S030606

担当 積山 宛

調剤薬局 経営者フォーラム

FAX:0120-974-111

フリガナ				フリガナ				役職	年齢
会社名				代表者名					
会社住所	〒			フリガナ				役職	
				ご連絡担当者					
TEL	()			E-mail	@				
FAX	()			HP	http://				
ご参加者氏名	1	フリガナ	役職	年齢	4	フリガナ	役職	年齢	
	2	フリガナ	役職	年齢	5	フリガナ	役職	年齢	
	3	フリガナ	役職	年齢	6	フリガナ	役職	年齢	

参加特典

セミナー当日、無料経営相談を承ります。希望者多数の場合には、後日とさせて頂く場合もございます。

☐ 1. セミナー当日、無料経営相談を希望する。☐ 2. 後日、無料経営相談を希望する。

(第一希望日 月 日) (第二希望日 月 日)

打合せ場所 ☐ (株)船井総合研究所(東京本社・大阪本社) ☐ 御社(※交通費の負担はお願いする場合がございます)ご入会中の弊社研究会があれば ☒ をお付けください。☐ FUNA I メンバースPlus ☐ その他各種研究会 (研究会)

【個人情報に関する取り扱いについて】

1. 申込用紙に記載されたお客様の情報は、セミナーのご案内といった船井総研グループ各社の営業活動やアンケート等に使用することがあります。(ご案内は代表者様宛にお送りすることがあります)法令で定められる場合のみ、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。

2. お客様の情報管理につきましては船井総研グループ全体で管理いたします。詳しくはホームページをご覧ください。

3. セミナーのご案内時に、いただきました住所・貴社名・部署・役職・ご担当者氏名を船井総研グループが個人情報の管理について事前に調査した上で契約しましたダイレクトメール発送代行

会社に発送データとして預託することがございます。

4. 必要となる情報(会社名・氏名・電話番号)をご提供いただけない場合は、お申込みのご連絡や受講票の発送等ができない等、お手続きができない場合がございます。

5. お客様の個人情報に関する開示、訂正、追加、停止又は削除につきましては、船井総研コーポレートトレーニング・顧客データ管理チーム(TEL06-6232-0199)までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ】

株式会社船井総研ホールディングス 総務部法務課(TEL03-6212-2924)

ダイレクトメールの発送を希望しません ☐※ご提供いただいた住所宛のダイレクトメールの発送を希望されないときは、☒を入れて当社宛にご連絡ください。

【事務処理用QRコード】

